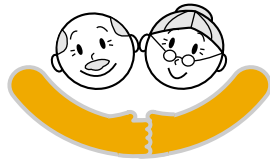


広報

はちおうじ



高齢社会に向け様々な施策を展開

市の八月末日現在の人口は五十二万八千六百三十三人。このうち六十五歳以上の高齢者は七万二千二百三十四人で、これは市民約七人に一人が六十五歳以上の高齢者というものです。こうした高齢社会に対応するため、四月から介護保険制度がスタート。市でも介護保険をはじめ、高齢者を支える福祉サービスや介護予防の事業などを行ってきています。この特集号では、十月から徴収が始まる六十五歳以上の方の介護保険料の額や納め方、約六か月が経過した本市の介護保険の状況、高齢者を支える在宅福祉サービスなどについてお知らせします。

写真は削除しました。

4月から始まった介護保険のあらまし

保険者は八王子市

介護保険を運営する保険者は八王子市。保険に加入する被保険者は六十五歳以上の方(第1号被保険者)と四十～六十四歳の医療保険に加入している方(第2号被保険者)です。

保険を運営する財源

財源は四十歳以上の方に納めていただく保険料と国・都・市からの公費(税金)で賄います。

サービスを利用できる方

六十五歳以上の方は、介護や支援が必要になつた場合にその原因に関係なく利用できますが、四十～六十四歳の方は初老期の痴呆など十五種類の

特定の病気により、介護や支援が必要になつた場合にのみ利用できます。

利用できるサービスの種類

在宅サービス(ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、訪問看護・訪問入浴・住宅改修など)と施設サービス(特別養護老人ホーム、老人保健施設などへの入所)です。

サービス利用の負担額

原則として、利用したサービス費用の一分を負担していただくこととなります。

サービスを利用するために

介護保険のサービスを利用するためには、「要介護認定」のための申請をしなければなりません。

日常生活で介護が必要な状態になつたら、まず申請をしてください。

問い合わせ

高齢者相談課

20・7420

介護サービス課

20・7414～6

今号の内容

1～3 介護保険(保険料、納め方など)

4 介護保険(要介護認定の状況など)

5 介護保険のいろいろな制度(ショートステイの振替、施設入所の食費減額など)

6～7 高齢者のための様々な事業(介護保険以外の福祉サービスなど)

8 年齢別で見る介護保険料

介護保険料の徴収が始まります

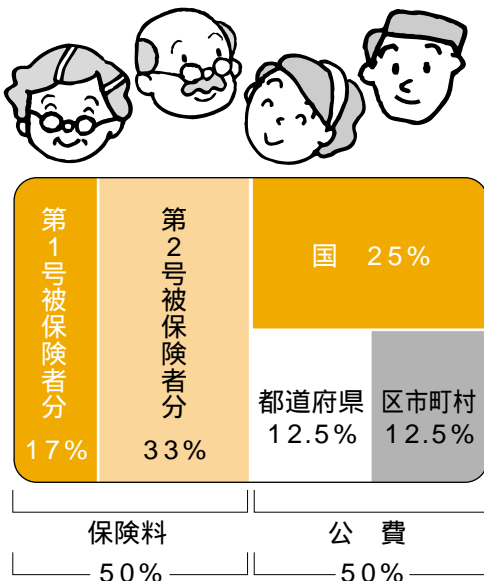
問い合わせ

介護サービス課
20・7415

10月6日(金)に 納入通知書・納付書を発送します

保険料は介護保険の大切な財源

介護保険は、四十歳以上の皆さんから納めていただく保険料と公費(国・都道府県・区市町村)でその財源を賄います。その基本的な割合は半分ずつで、六十五歳以上の方の保険料は全体の約一七％、四十～六十四歳の方の保険料は全体の三三％となっております。



保険料の納め方

65歳以上の方(第1号被保険者)
保険料は、介護保険制度を円滑に実施するための特別対策により半年間は徴収していませんでしたが、十月から納めていただくこととなります。また、保険料の額もこの特別対策により、十月から平成十三年九月までは半額に軽減され、保険料を全額納めていただくのは、平成十三年十月以降

となります。

保険料の納め方は、年額十八万円以上の老齢・退職年金受給者が特別徴収(年金からの天引き)、それ以外の方(年度の途中で六十五歳になる方や市外から転入してきた方なども)は普通徴収(金融機関の口座振替や納付書などによる個別納付)となります。

本年度の納入は、特別徴収(年金からの天引き)が偶数月の三回(十月、十一月、平成十三年一月)で、普通徴収(口座振替など)は十月から平成十三年二月までで計五回となります。

40～64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)
すでに本年四月以降、それぞれ加入している医療保険の保険料と一括して納めていただいています。

保険料の額

65歳以上の方(第1号被保険者)
保険料の基準額は、住んでいる各区市町村が定めている介護保険事業計画によって異なり、条例で定めることになっています。本市の平成十二年度の保険料は所得に応じて表1のとおりとなります。なお、平成十二年度・十四年度の年額の保険料は表2のとおりです。

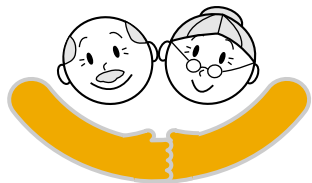
40～64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)
保険料はそれぞれ加入している医療保険ごとに算出します。

表1 平成12年度の介護保険料と納期別保険料

(単位:円)

段階	要件	年額保険料	納め方	10月	11月	12月	1月	2月
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者などで世帯全員が市民税非課税	4,800	特別徴収	1,600		1,600		1,600
			普通徴収	1,200	900	900	900	900
第2段階	世帯全員が市民税非課税	7,100	特別徴収	2,500		2,300		2,300
			普通徴収	1,500	1,400	1,400	1,400	1,400
第3段階	本人が市民税非課税	9,500	特別徴収	3,300		3,100		3,100
			普通徴収	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
第4段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が250万円未満	11,900	特別徴収	4,100		3,900		3,900
			普通徴収	2,700	2,300	2,300	2,300	2,300
第5段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が250万円以上	14,300	特別徴収	4,900		4,700		4,700
			普通徴収	3,100	2,800	2,800	2,800	2,800

特別徴収の天引きの日は、10月が13日、12月と2月は15日です。普通徴収の納期限は毎月末で、12月は27日となります。



10月から65歳以上の方の介

表2 平成12～14年度の年額の保険料 (年額)

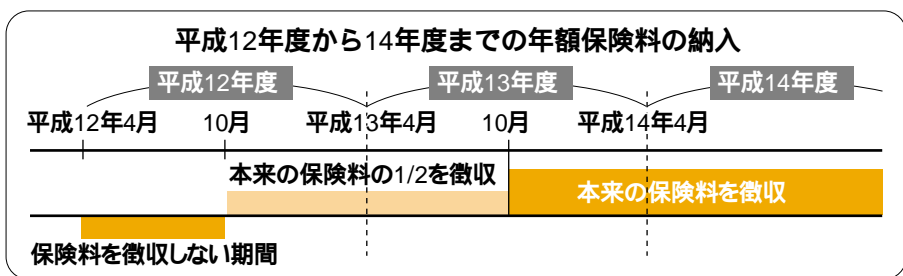
年 度	第1段階 老齢福祉年金 の受給者など で市民税世帯 非課税者	第2段階 市民税 世帯非 課税者	第3段階 本人が 市民税 非課税 者	第4段階 本人が市民 税課税で合 計所得金額 250万円未満	第5段階 本人が市民税 課税で合計所 得金額250万 円以上
12	4,800 円	7,100 円	9,500 円	11,900 円	14,300 円
13	14,300	21,400	28,500	35,600	42,800
14	19,000	28,500	38,000	47,500	57,000

12・13年度の保険料の額は減額した後のものです。

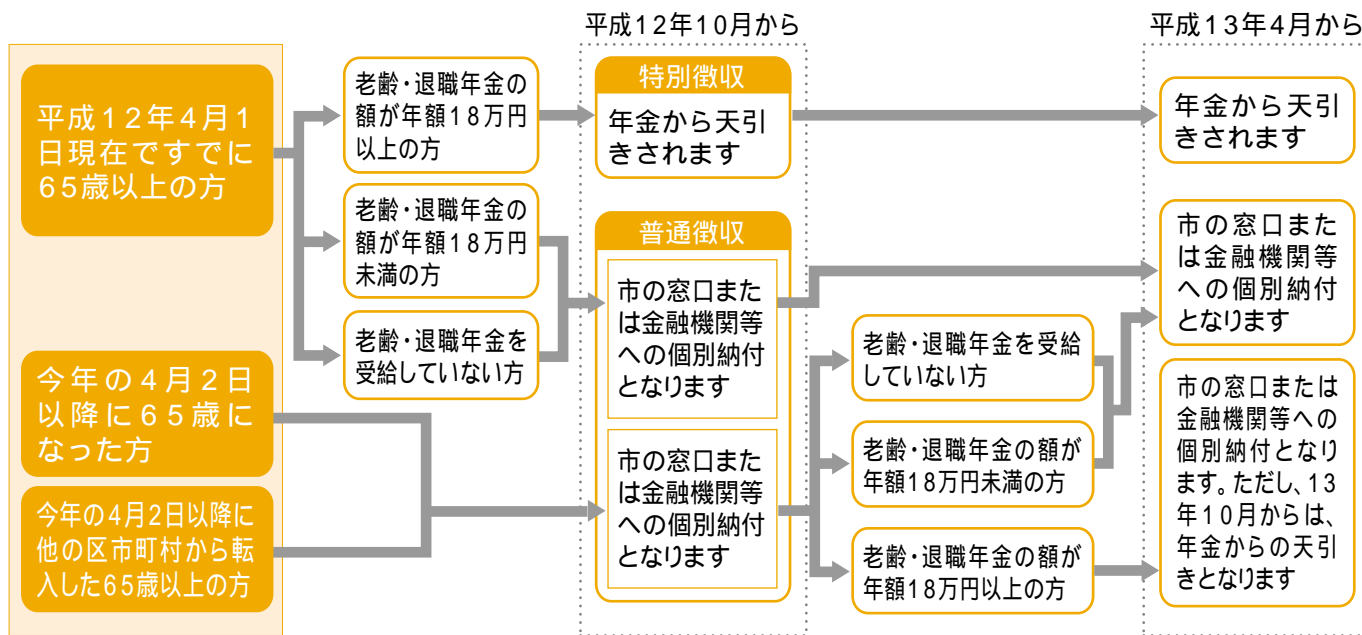
です。納付の義務者は世帯主で、医療保険分と介護保険分を合わせた額を国保税として納めていただきます。国保税に関する問い合わせは、国民健康保険課 20・7236へ。

均等割額(均等割額6千円×世帯での該当者数)
+
所得割額(該当者の前年所得から国保で規定する控除額を引いた額×0.8%)

本市の国保加入者の場合の介護保険分は、



65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料の納め方



保険料の減免

災害などにより、家財に著しい損害を受けた場合や事業の休廃止などにより、世帯主などの収入が大きく減少した場合などには、保険料が減免される場合があります。介護サービス課(20・7415)へご相談ください。

ご注意ください!! 保険料を納めずにいると

1年間保険料を滞納した場合は、介護サービスの費用が一旦、全額利用者負担になります。申請により後で、保険給付(費用の9割)が支払われます。保険証には「支払方法変更の記載」が行われます。1年6か月滞納した場合には、一時的に保険給付が差し止められます。な

お滞納が続く場合には、差し止められた保険給付額から滞納分にあてることがあります。保険料を滞納していた人が新たに介護サービスを利用するときには、保険料未納期間に応じて利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

写真は削除しました。

高齢者のための様々な事業

市は、介護保険のほかにも高齢の方が利用できる下記の福祉や老人保健事業を行っています。

高齢者を支える在宅福祉サービス 問い合わせ：高齢者支援課 20・7243 20・7244

生活支援事業 おおむね65歳以上の高齢者が、在宅で自立した生活を送ることを支援する事業

事業名	内容	対象	費用
生きがい デイサービス	週2回を限度に、施設で生きがい活動や日常動作訓練などを行います(見学もできます)	原則として介護保険で非該当と判定された方	利用料(490円)と食事代(実費)
生活支援 ヘルパー	週2回を限度に、家事援助を行うホームヘルパーを派遣します	原則として介護保険で非該当と判定された、ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯	1時間 150円
生活支援 ショートステイ	家族の外出時に、ひとりにしておけない高齢者を、養護老人ホームなどでお預かりします(6か月間で7日が限度)	原則として介護保険で非該当と判定された方	1日 2,080円

介護予防事業 おおむね65歳以上の高齢者が、住み慣れた住宅で引き続き安心して生活ができるようにする事業

事業名	内容	対象	費用
自立支援 住宅改修	住宅改修を行い、転倒を予防したり生活動作を行いやすくして、安心して在宅生活を送れるようにします	住宅改修が必要な高齢者(生活中心者の所得により制限があります)	かかった費用の1割(利用限度額があります)
生活支援 日常生活用具	在宅での自立した生活を確保するために、日常生活用具を給付します	原則として介護保険で非該当と判定された方(電磁調理器は要支援、要介護者も可)	かかった費用の1割(利用限度額があります)

その他の事業

事業名	内容	対象	費用
おむつ貸与・給付	在宅でおむつを必要とする高齢者などにおむつの貸与・給付をします	おおむね65歳以上の在宅のねたきり高齢者などで、おむつが必要な方	かかった費用の1割(枚数制限があります)

老人保健事業 問い合わせ：～ …保健予防課 25・9128 …各会場

事業名	内容	対象	費用
訪問指導	疾病・痴呆・寝たきり予防のために、保健婦・看護婦・栄養士・歯科衛生士が訪問する	要介護認定で非該当となった方介護が必要な方をかかえる家族	無料
介護者懇談会	懇談・情報交換・研修・レクリエーションなどを中心とした、介護を必要とする方をかかえる家族の集まり	介護を必要とする方をかかえる家族	無料
高齢者健康講座	健康についての話や、体操・レクリエーションなど	閉じこもりがちな高齢者、または一人暮らしの高齢者	無料
健康相談	心や体の不安・不調、食生活などについての保健婦・栄養士の相談(月～金曜日)	40歳以上の市民	無料

事業名	内容	会場・問い合わせ先	対象	費用
機能訓練	理学療法士・保健婦・看護婦などによる集団訓練	総合福祉センター 67・1331 南大沢福祉センター 79・2205 老人福祉センター 25・6501	40歳以上の市民で、疾病・負傷・老化などにより身体が不自由になった方で要介護認定の非該当と判定された方	無料

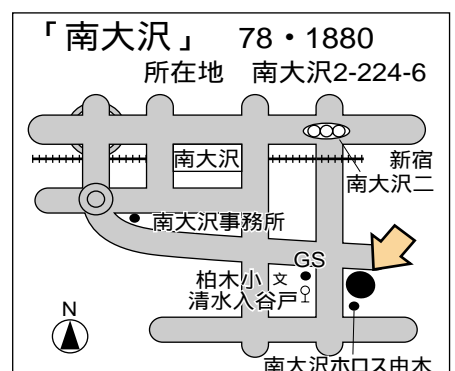
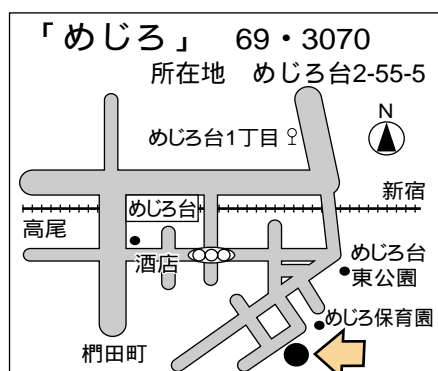
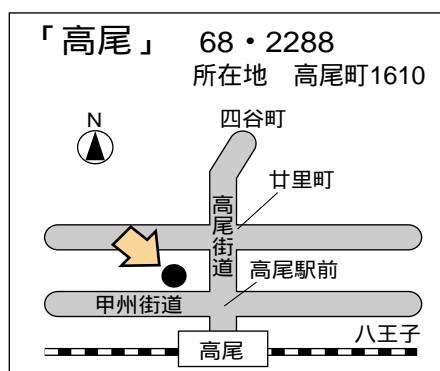
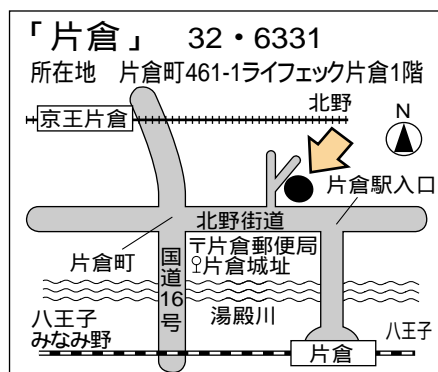
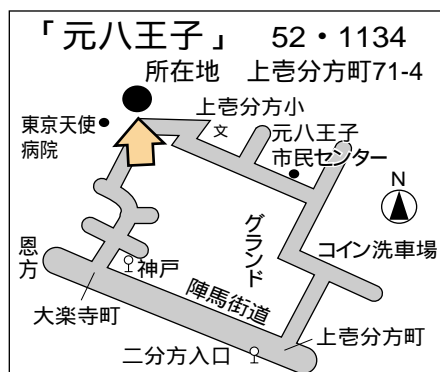
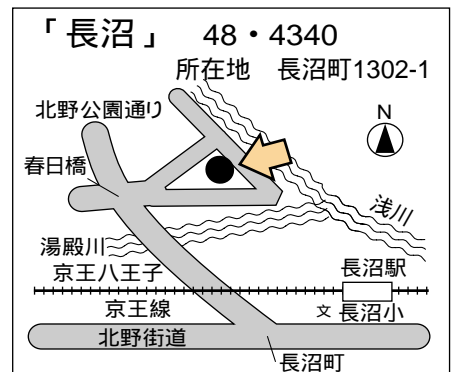
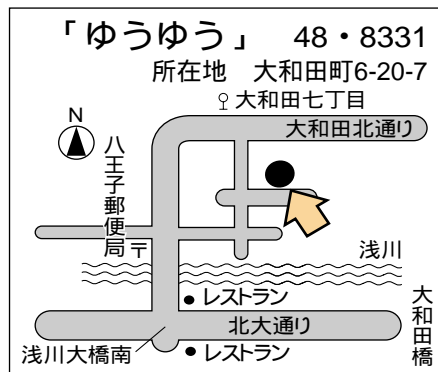
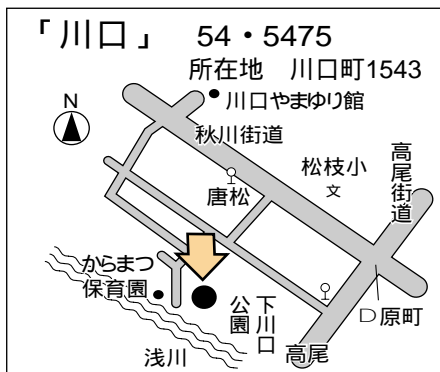
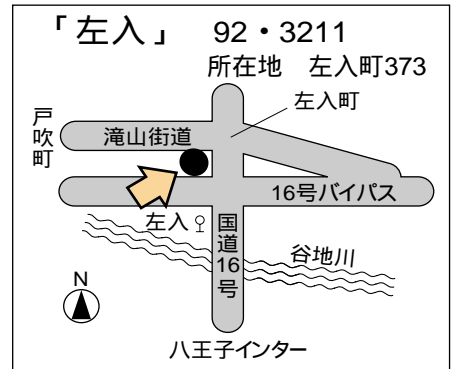
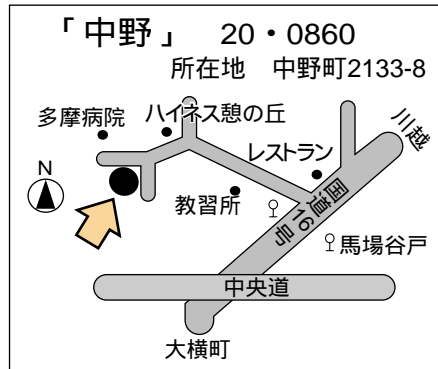
高齢者のための身近な相談窓口

「在宅介護支援センター」

♡ 在宅介護に関する相談、保健・医療・福祉に関する情報提供、公的サービスの利用相談、介護保険の申請などをお受けしている在宅介護支援センター。現在、市内各地域に11か所が設置されています。これらの支援センターでは、看護婦、介護支援専門員などの職員が皆さんからの相談に応じ、必要があれば訪問もします。在宅介護で困られたときは、気軽にご相談ください。

♡ なお、介護保険の申請は、市内などの居宅介護支援事業者が、手続きを代行して行うことができます。

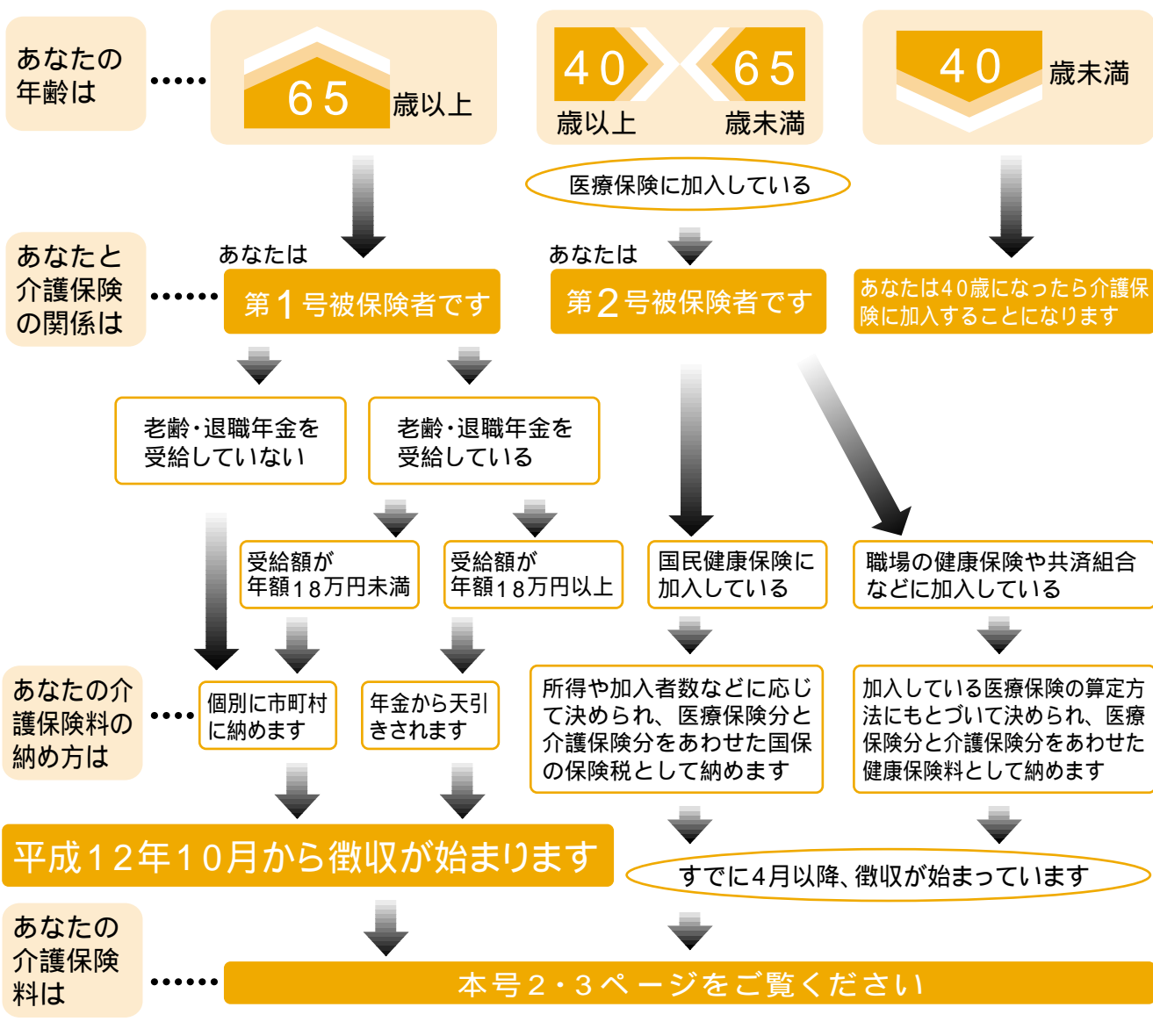
各センターでの相談受付は、毎週月～土曜日(祝・休日を除く)の午前9時～午後5時です。また、これ以外の夜間や日曜・祝・休日は、電話による相談を24時間お受けしています。



年齢別で見る皆さんの介護保険料

問い合わせ

介護サービス課
20・7415



「介護保険なんでも相談会」を開催

4月にスタートした介護保険制度。市は、介護保険制度の周知に努力していますが、市民の皆さんからは、多くの問い合わせが寄せられています。

そこで市では、より一層、介護保険に対して皆さんの理解を深めていただくとう「介護保険なんでも相談会」を開催します。お気軽に会場へお出掛けください。

問い合わせは高齢者相談課 20・7420へ。

期日・会場 10月3・4日…由木中央市民センター、10月

10・11日…北野市民センター

時間 午前9時～午後4時

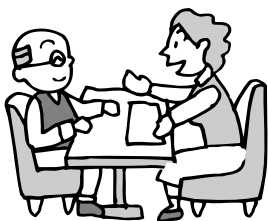
30分(正午～午後1時は除く)

相談会は各市民センター

で順次開催する予定です。

日程などについては今後、

広報などでお知らせします。



家族介護交流事業 日帰りバス旅行の参加者を募集

家庭で高齢の家族を介護している方を対象として、「日帰りバス旅行」を実施します。これは、日常の介護から離れて、心身の疲労を軽減していただくというものです。ぜひ、ご参加ください。問い合わせは介護サービス課 20・7416へ。

資格 現在、要介護4、または要介護5の認定を受けた高齢者を家庭で介護している方(一名が限度)

期日・行き先 11月21日(火)に「箱根」を予定しています

費用 無料

申し込み 八王子市「バス旅行」と住所・氏名・電話番号・介護している高齢者の氏名を書き、10月13日(消印有効)までに八王子市役所介護サービス課(〒192-8501)へ

